

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年12月22日（木曜日）

定期第 2847 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	改正（警察・警務課）	718
○告示		○公告	
保安林の指定施業要件の変更予定（県西地域県政総合センター）	717	鳥獣捕獲等事業の認定（環境農政・自然環境保全課）	718
土地区画整理組合の解散認可（県土整備・都市整備課）	717	土地改良区役員就退任届出（県西地域県政総合センター）	718
建築基準法による道路の位置の指定（県土整備・建築指導課）	717	都市計画の図書の写しの縦覧（県土整備・都市計画課）	718
○警察本部告示		コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止（内水面漁場管理委員会）	718
交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置の一部			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第630号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
足柄下郡湯河原町吉浜字弾正河原2,025の1・2,025の2・字白銀山2,026の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2,026の6、字老僧坊2,027の1（次の図に示す部分に限る。）、2,027の5、2,027の6、2,027の9、字深澤2,028の1、2,028の2、2,028の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び湯河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第631号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 組合の名称
海老名駅西口土地区画整理組合
- 設立認可の年月日
平成24年12月25日
- 解散認可の年月日
平成28年12月22日

神奈川県告示第632号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、神奈川県県西土木事務所において縦覧に供する。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	指定番号	指定した道路の位置	幅員延長	申請者

平成28年11月29日	第 H 28 指 道 西土00003号	足柄上郡開成町吉田島字前河原3,572の4の一部 ほか1筆の一部	メートル 4.00	メートル 26.98	小澤 正弘
-------------	------------------------	-------------------------------------	--------------	---------------	-------

警 察 本 部 告 示

神奈川県警察本部告示第11号

交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置（平成6年神奈川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正し、平成28年12月27日から施行する。

平成28年12月22日

神奈川県警察本部長 島 根 悟

1 交番及び駐在所の名称及び位置の表茅ヶ崎警察署の項寒川交番の項を次のように改める。

寒 川 駅 前 交 番	高座郡寒川町岡田246番地 3
-------------	-----------------

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2の規定により鳥獣捕獲等事業を認定しましたので、次のとおり公告します。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 認定を受けた鳥獣捕獲等事業者

(1) 名称

一般社団法人神奈川狩猟協会

(2) 住所

高座郡寒川町一之宮 3 - 3 の21

(3) 代表者の氏名

関亦 孝二

2 認定年月日

平成28年12月14日

酒匂川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出がありました。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	足柄上郡開成町金井島922番地	武 藤 一 三
同	同 延沢1,270番地	中 野 実
同	同 宮台550番地	松 下 彰
同	同 吉田島2,782番地	井 上 光 明
同	同 3,050番地	辻 村 鐘 夫
同	同 693番地	井 上 三 史
同	同 1,109番地	井 上 耕 嗣
同	南足柄市中沼641番地	杉 本 成 行

同	同	班目1,420番地	武 藤 勝 明
同	同	千津島456番地	加 藤 彬
同	同	壺下80番地	加 藤 保
同	同	竹松784番地	露 木 延 夫
監 事	足柄上郡開成町岡野87番地		遠 藤 幸 雄
同	同	松田町松田庶子952番地	関 浩
同	同	南足柄市生駒303番地	込 山 武

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	足柄上郡開成町岡野373番地	遠 藤 成 雄
同	同 延沢1,126番地	遠 藤 清
同	同 牛島297番地	坪 井 幸 晴
同	同 岡野87番地	遠 藤 幸 雄
同	同 吉田島2,756番地	小 林 秀 樹
同	同 3,050番地	辻 村 鐘 夫
同	同 979番地	小 野 修 一
同	同 1,109番地	井 上 耕 嗣
同	南足柄市竹松597番地	露 木 直 彦
同	同 千津島1,351番地	内 藤 進 一
同	同 班目120番地	石 塚 修 一
同	同 中沼641番地	杉 本 成 行
同	同 和田河原827番地	日比野 義 介
監 事	足柄上郡開成町金井島1,015番地	内 藤 清 和
同	同 松田町松田庶子965番地	大 島 道 春
同	同 南足柄市壺下80番地	加 藤 保

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により座間市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

座間都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成28年12月22日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面（河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等）において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合

イ 公的機関が試験研究の用に供する場合

ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

平成29年2月1日から平成30年1月31日まで